明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**八）　一

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**八）　二

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**九）　二

〔省　令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（**法務**四一）　二

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五五）　三

○水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**同**五六）

○貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令（**経済産業**五八）

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**四六、四四七）

○放送受信者等の個人情報の保護に関する指針を定める件の一部を改正する件（**同**四四八）　六

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**四二九、四三〇）

○除籍の一部が滅失した件（**同**四三一）

○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（**同**四三二）　七

○カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**四七七）

○商標法条約のモロッコ王国による批准に関する件（**同**四七八）

○国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定のセルビア共和国による批准に関する件（**同**四七九）

○コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**同**四八〇）　八

○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**二四、二五）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律第四十二条の規定に基づく登録調査機関の登録の更新をした件（**経済産業**二九四）

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**二四八）

○航路標識に関する件（**同**二四九～二五三）

○道路に関する件（**東北地方整備局**一〇五、一〇六）　九

○道路に関する件（**中部地方整備局**一一一）

〔人事異動〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　一〇

〔叙位・叙勲〕　二

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（福岡労働局最低賃金公示一）　三

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

会社その他

府令・省令

内閣府　財務省　経済産業省令第八号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年九月十六日

内閣総理大臣　麻生　太郎
財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第十七号中「認定投資者保護団体をいう。以下同じ」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十一年十月九日から施行する。

（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置）

2　この命令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となっている者についてのこの命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第六十一条第一項第十七号の規定の適用については、この命令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。